感染性廃棄物の収集運搬業の許可について

感染性廃棄物の収集運搬については、廃棄物処理法の政省令及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月、環境省）において、人の健康や生活環境に係る被害を防止するために必要な特段の措置が定められています。

特に近年、新型インフルエンザやエボラ出血熱など感染性の強い病原菌による疾病対策の強化が求められていることを踏まえ、感染性廃棄物の適正処理の徹底が一層重要となっています。

大阪府においては、前記の規定に基づき感染性廃棄物の収集運搬業に関する許可事務を行っています。収集運搬業者の皆様におかれましては、特に下記の事項に注意して下さい。

記

１　感染性廃棄物はその性状から、処理の経路が複雑にならないようにする必要があるため、積替え・保管を行わず処分業者に直送すること。

２　感染性廃棄物を積んだまま車両を車庫等に停め置き、翌日以降に搬入する行為も保管に該当します。繰り返し行っている場合は無許可の事業範囲の変更に当たり、許可の取消処分の対象になります。